

まちの家計簿

平成28年度の町の決算がまとまり、9月22日に開かれた議会定例会で原案どおり承認されました。本号では、みなさんに納めていただいた税金などがどのように使われたのかお知らせします。

✓ 平成28年度に実施した主な事業



4,202万7千円

まちづくりにぎわい創出

- ▶ 創業支援センターの開設、町のさまざまな情報を一元的に発信するまちづくり情報発信プラットホームの構築などを実施



121万9千円

妊娠・出産包括支援

- ▶ 妊産婦支援の充実を図るため、子育て世代包括支援センターを開設し、保健師や助産師による育児相談などを実施



6,405万3千円

富士見幹線整備

- ▶ 防災公園への避難路として良好な環境を確保するため、ソーラー誘導灯を設置



874万5千円

小中学校空調設備整備

- ▶ 子どもの学力向上を図るために、町内小中学校校舎の空調設備設置による良好な学習環境の整備のための実施設計業務を委託



273万4千円

児童福祉

- ▶ 育児支援者・被支援者のマッチングを図るファミリーサポートセンター開設など子育て全般に関する情報の発信や支援・サービスを実施



565万2千円

水産振興

- ▶ 駿河湾の中西部に位置する4市1町(駿河ブルーライン)の水産振興を図るため、商品やメニュー、観光コースの開発などを実施



564万円

出産等支援交通費助成

- ▶ 妊産婦とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図るとともに母子保健の向上を目指し、妊産婦健診通院に係る交通費相当額を助成



2億円

多目的広場整備

- ▶ 「シーガーテンシティ構想」の実現に向け、吉田漁港に防潮堤を兼ねる多目的広場を整備するための盛土工事などを施工



1億6,945万2千円

防災公園整備

- ▶ 災害発生時の被災者支援拠点や町を訪れる人々の玄関口としての情報発信拠点などとして整備



432万円

同報無線デジタル化整備

- ▶ 災害時における情報伝達体制の強化を図るために、同報無線デジタル化の実施設計業務を委託



1,326万8千円

吉田町ラーニングプラン

- ▶ 学習指導要領に定める確かな学力の向上のために取り組むべき事業を掲げた吉田町ラーニングプラン事業を実施



2,803万円

総合体育館耐震補強改修

- ▶ 避難施設の安全性向上やユニバーサルデザイン化を図るために、総合体育館の耐震補強や天井改修に向けた計画策定、実施設計業務を委託

✓ 一般会計

※決算額、構成比は各項目ごと四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

自動車取得税交付金ほか

1億3,385万6千円 (1.1%)

地方譲与税

9,375万円 (0.9%)

地方交付税

4億769万円 (3.7%)

町債

5億6,460万8千円 (5.2%)

地方消費税交付金

5億6,545万6千円 (5.2%)

使用料・手数料ほか

1億6,058万1千円 (1.5%)

分担金・負担金

1億2,666万3千円 (1.2%)

繰入金

4億6,035万8千円 (4.2%)

繰越金

5億1,083万円 (4.7%)

寄附金

6億7,684万1千円 (6.2%)

消防費

3億6,703万2千円 (3.5%)

農林水産業費

4億1,495万4千円 (4.0%)

諸支出金

5億2,753万9千円 (5.1%)

教育費

7億1,078万4千円 (6.9%)

公債費

9億3,950万2千円 (9.1%)

土木費

12億6,256万8千円 (12.2%)

衛生費

16億8,232万4千円 (16.2%)

総務費

15億2,352万円 (14.7%)

自主財源

71億8,348万3千円 66.0%

依存財源

36億9,839万1千円 34.0%

- (内訳)個人町民税 15億1,710万1千円
- 法人町民税 5億3,563万3千円
- 固定資産税 26億8,143万7千円
- 軽自動車税 8,420万2千円
- 町たばこ税 1億9,306万3千円
- 都市計画税 2億3,677万3千円

**歳入決算額
108億8,187万3千円**

**歳出決算額
103億5,813万9千円**

歳入歳出差引額
(29年度へ繰り越した額)
5億2,373万4千円

このうち…
使い道が決まっている額
3,816万3千円
使い道が決まっていない額
4億8,557万1千円

問い合わせ
企画課 財政部門
番33-2136

✓ 水道事業会計 (企業会計) 消費税含

区分	収入	支出
収益的収支	6億441万2千円	4億9,409万5千円
資本的収支	2,011万8千円	3億4,541万8千円
資本的収支額が資本的支出額に不足する額3億2,530万円は、減債積立金1,500万円、建設改良積立金6,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,466万1千円、過年度損益勘定留保資金1億2,562万6千円、当年度分損益勘定留保資金1億1,001万3千円で補てん。		

●企業会計は、特別会計のうち民間企業と同様の経理を行うもので、独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。

✓ 健全化判断比率・資金不足比率

平成28年度決算に基づいて、町は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と、水道事業会計と公共下水道事業特別会計が対象となる「資金不足比率」を作成し、財政状況の診断を行いました。この「健全化判断比率」等のうち1つでも基準以上となった場合は、国などの指導により財政健全化を図ることになります。この診断で当町の財政は、いずれの比率も基準を下回り、健全な状態であるとの結果がでました。

吉田町の健全化判断比率

指標の名称	平成28年度決算に基づく比率	指標の説明
実質赤字比率	—	▶福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を比率化したもので、財政運営の深刻度を示します。この比率が高いほど財政状況が厳しいことになりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。
早期健全化基準	14.23%	
財政再生基準	20.00%	
連結実質赤字比率	—	▶すべての会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を比率化したもので、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。この比率が高いほど財政状況が厳しいことになりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。
早期健全化基準	19.23%	
財政再生基準	30.00%	
実質公債費比率	10.1 %	▶地方公共団体の一般会計などの支出のうち、借入金の返済額などの負担の大きさを比率化したもので、この比率が高いほど財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいことになります。
早期健全化基準	25.00%	
財政再生基準	35.00%	平成28年度決算に基づく比率は、平成26年度から平成28年度までの3ヵ年平均値です。
将来負担比率	72.3 %	▶一般会計などの借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点で想定される実質的な負債の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど将来の負担額は大きく、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いことになります。
早期健全化基準	350.00%	
財政再生基準		

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて違います。

吉田町の資金不足比率

指標の名称	平成28年度決算に基づく比率	指標の説明
水道事業会計	—	
経営健全化基準	20.00%	▶公営企業の資金不足の割合を表し、比率が大きいほど資金不足が生じていることになります。吉田町の水道事業会計と公共下水道事業特別会計は、いずれも資金不足がありませんので「—」と表示しています。
公共下水道事業特別会計	—	
経営健全化基準	20.00%	

✓ 特別会計

特別会計名	歳入	歳出
土地取得事業	44万6千円	44万円
国民健康保険事業	34億4,433万円	32億4,414万8千円
後期高齢者医療事業	2億3,634万6千円	2億3,610万5千円
介護保険事業	18億9,467万7千円	17億1,381万円
公共下水道事業	11億4,014万3千円	11億1,211万2千円

●特別会計とは、町が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、特定の歳入をもつて特定の歳出に充てる会計です。

✓ 町民一人当たりに換算すると

支
出
348,865円/人



国や県からの補助金などを活用して一人当たりの税収入より多くの行政サービスを提供。

※歳入のうち、町民税や固定資産税などの町税のみを一人当たりで換算した額です。
※町民税の約26.1%、固定資産税・都市計画税の約59.3%については、法人関係の税収入です。

町民一人当たりの支出金額 = 一般会計歳出決算額 ÷ 町の人口 (平成29年3月31日現在 : 29,691人)

✓ 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路や下水道整備などの都市計画事業や、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

平成28年度の都市計画税（2億3,677万3千円）は、以下のとおり都市計画事業費など（9億9,445万6千円）の財源として活用しました。
※総務省の「都市計画税の課税状況等の調」を基に作成

都市計画事業費など	9億9,445万6千円	▶都市計画事業費など9億9,445万6千円の内訳
一般財源	8億69万2千円	一般会計
(うち都市計画税)	(2億3,677万3千円)	街路整備事業 7,106万7千円
国県支出金	1億2,156万4千円	公園整備事業 1億6,945万2千円
その他特定財源	0円	土地区画整理事業 8,516万4千円
町債	7,220万円	地方債償還 1億1,437万1千円
		公共下水道事業会計
		下水道整備 1,314万2千円
		地方債償還 5億4,126万円

✓ 社会保障財源化分の地方消費税交付金の使途内訳

平成28年度の社会保障財源化分の地方消費税交付金（2億2,273万1千円）は、以下のとおり社会保障施策に要する経費（30億3,943万3千円）の財源として活用しました。

社会保障施策に要する経費	30億3,943万3千円	▶社会保障施策に要する経費30億3,943万3千円の内訳
一般財源	17億2,607万5千円	社会福祉
(うち社会保障財源化分の地方消費税交付金)	(2億2,273万1千円)	地域福祉 3,754万6千円
国県支出金	12億2,825万1千円	社会保障 1千円
その他特定財源	8,510万7千円	子育て支援 8億6,450万6千円
町債	0円	高齢者福祉 2億2,706万4千円
		障害者(児)福祉 5億4,476万9千円
		社会保険
		社会保障 6億7,201万7千円
		保健衛生
		健康づくり 3億437万4千円
		医療 3億8,915万6千円

※消費税率引き上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」において、「消費税収については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する」とされました。これを踏まえ、「地方消費税については消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されました。